



市 章

大津市公報

平 成 29 年 7 月 3 日
号 外 (第 39 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

87 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1

消 防 局 訓 令

7 大津市消防通信規程の一部改正..... 3

教 育 委 員 会 規 則

13 大津市北部地域文化センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 4

14 大津市和邇文化センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 4

規 則

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 7 月 3 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第87号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式第15号を次のように改める。

様式第15号 (第19条の2 関係)

(住宅課使用欄)

番号確認	身元確認

収 入 申 告 書

(宛先)

大津市長

年 月 日

私及び同居者の前年中 (1 月 1 日から12月31日まで) の収入について、次のとおり証明書を添付の上、申告します。

住 宅 番 号	
住 宅 名	
氏 名	
電 話 番 号	

(フリガナ) 氏 名	続柄	生年月日	所得金額	個人番号 (マイナンバー)	備考

一般扶養	老人扶養	特定扶養	障害者	特別障害者	老年者	寡婦	寡夫

- (注) 1 氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができます。
 2 別紙の案内を熟読の上、記入・提出してください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

消 防 局 訓 令

大津市消防局訓令第 7 号

大津市消防通信規程 (昭和 50 年消防本部訓令第 10 号) の一部を次のように改正する。

平成 29 年 7 月 3 日

大津市消防局長 伊 藤 善 紀

第 15 条を次のように改める。

(使用する電波)

第 15 条 無線局において使用する電波は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に掲げる場合に使用する。

活動波 消防又は救急業務に関する通信、無線統制時における通信及び指令音声回線のバックアップを行う場合

統制波及び主運用波 広域的な災害 (以下「広域災害」という。) 又は大規模災害の発生時に国又は他の地方公共団体の消防機関と通信を行う場合

署活動波 消防隊員が相互に現場活動等に関する通信を行う場合

防災相互波 広域災害又は大規模災害の発生時に自衛隊、海上保安庁、警察その他の防災関係機関と通信を行う場合

第 17 条第 1 項第 1 号中「地震等広域的な災害」を「広域災害」に改める。

様式第 1 号 (表) 中

無線局試験通話					
種 別	実施時間	結 果	摘 要	アナログ無線	
統 制 波 1	時 分		回	全国波 1 (150.73MHz)	回
統 制 波 2	時 分		回	全国波 2 (148.75MHz)	回
統 制 波 3	時 分		回	全国波 3 (154.15MHz)	回
主 運 用 波	時 分		回	県内波 (149.69MHz)	回
活 動 波 1	時 分		回		
活 動 波 2	時 分		回		
活 動 波 3	時 分		回		
活 動 波 4	時 分		回		

を

無線局試験通話			
種 別	実施時間	結 果	摘 要
統 制 波 1	時 分		回
統 制 波 2	時 分		回
統 制 波 3	時 分		回
主 運 用 波	時 分		回
活 動 波 1	時 分		回
活 動 波 2	時 分		回
活 動 波 3	時 分		回
活 動 波 4	時 分		回

に改める。

附 則

この訓令は、平成29年7月3日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

大津市北部地域文化センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成29年7月3日

大津市教育委員会
教育長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第13号

大津市北部地域文化センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則
大津市北部地域文化センターの管理運営に関する規則（平成5年教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「休館日を変更し、又は臨時」を「臨時に休館日に閉館し、又は休館日以外の日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市和邇文化センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成29年7月3日

大津市教育委員会
教育長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第14号

大津市和邇文化センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則
大津市和邇文化センターの管理運営に関する規則（平成18年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「休館日を変更し、又は臨時」を「臨時に休館日に閉館し、又は休館日以外の日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。